

# 法定外公共物の維持管理(地元施工が可能な場合)

## 申請書の提出

- ◆ **原材料支給申請書**を道路河川課の窓口にお持ちください
- ◆ 申請書には自治会長の署名と印鑑が必要になります

## 現地調査

- ◆ 施工に必要な材料や数量等の確認
- ◆ 調査は道路河川課の職員が行います

## 材料支給

- ◆ 自治会に対して材料を支給
- ◆ 単年度10万円まで
- ◆ 例: 碎石・セメント・生コンクリート・U字側溝

## 施工

- ◆ 労力等の施工費用は地元の方々の負担になります

# 法定外公共物の維持管理(地元施工が困難な場合)

## 申請書の提出

- ◆補助金交付申請書を道路河川課の窓口にお持ちください
- ◆申請書には自治会長の署名と印鑑が必要になります

## 現地調査

- ◆材料費および施工費の算定
- ◆調査は道路河川課の職員が行います

## 補助金交付決定 指令書を交付

- ◆交付金額 = 材料費 + 材料費以外の施工費の1/2
- ◆材料費、施工費共に10万円まで

## 事業着手

- ◆業者が施工をします
- ◆施工の補助員として、地元から2名以上の選出が必要です

## 補助金請求書提出

## 補助金交付

例；工事費30万円(内材料費が8万円)の工事を業者が施工する場合

施工費 →  $30 - 8 = 22$ 万円

$22 \div 2 = 11$ 万円(ただし10万円が限度)

$8 + 10 = 18$ 万円が交付金になります

$30 - 18 = 12$ 万円は地元負担になります。